水防法・土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設の

避難確保計画作成の手引き

平成 30 年 3 月 (令和 5 年 9 月修正)



1.	はじめに1
2.	本手引きの使用方法2
3.	避難確保計画(本編)の作成解説3
3	-1. 本計画の目的3
3	-2. 本計画の報告4
3	-3. 本計画の適用範囲4
3	- 4. 本施設の事前休業の判断5
3	- 5. 避難情報等求められる避難行動6
3	- 6-1. 防災体制(洪水)7
3	- 6-2. 防災体制(土砂災害)12
3	- 7. 情報収集及び伝達16
3	
3	
3	- 10. 避難の確保を図るための施設の整備25
3	-11. 防災教育及び訓練の実施27
(考資料)
	. 避難確保計画(本編) 様式
参 2	. 避難確保計画(本編) 様式 記入例
参3	. 計画に係る行政窓口一覧
	. 関係する法令等
	. 浸水想定区域図の確認方法
	. 水害・土砂災害ハザードマップの確認方法
_	. 土砂災害警戒区域の確認方法
_	. 避難確保計画(資料編) 様式)
_)防災体制一覧表)緊急連絡網
)施設利用者緊急連絡先一覧表
_)対応別避難誘導方法一覧表
\sim	

1. はじめに

高槻市では、平成29年6月の水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律(以下、「土砂災害防止法」という。)の改正を受け、高槻市地域防災計画(平成30年2月)を修正しました。

この高槻市地域防災計画において、要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者又は管理者(以下、「施設管理者等」という。)は、洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(以下、「避難確保計画」という。)の作成及び避難訓練の実施が法律における義務として課されることとなりました。また、施設管理者等は避難確保計画を作成、変更した場合に高槻市長に報告する必要があります。

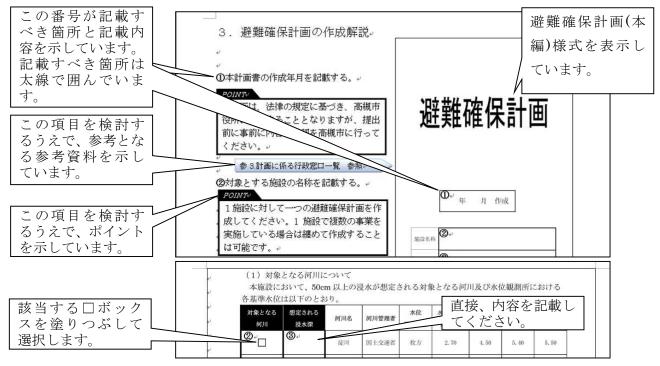
まずは、各要配慮者利用施設において、どの災害リスクに備えるべきか水害・土砂災害ハザードマップなどで確認しましょう。

【令和3年6月修正】

令和 2 年 3 月に河川管理者である大阪府が、対象降雨を想定最大規模降雨に基づく浸水 想定区域図に見直した(浸水区域や浸水深が拡大)ことから、水害・土砂災害ハザードマッ プを改訂するとともに、令和 3 年 2 月に高槻地域防災計画を修正し、<u>対象となる要配慮者</u> 利用施設を見直しました。また、令和 3 年 5 月に水防法・土砂災害防止法が改正され、<u>訓</u> 練実施の報告が義務となるとともに、災害対策基本法が改正され、避難情報の種別や取るべ き行動が変更されたことから本手引きを見直しています。

2. 本手引きの使用方法

本手引きは、避難確保計画を作成するにあたり記載すべき内容やポイントをまとめた内容となっています。参考資料の「参1.避難確保計画(本編) 様式」をご準備していただき、次章の「3.避難確保計画(本編)の作成解説」を見ながら作成(手書き可)することができますので、施設関係者で協議しながら作成してください。なお、別で作成している非常災害計画や消防計画など施設独自の様式にて作成していただいても問題ありませんが、内容については本手引きで求められる項目を反映してください。



また、避難確保計画(本編)に附随する内容については「避難確保計画(資料編) 様式」を参考に作成してください。

内容や提出先について、不明な点がある場合は、各行政窓口にご相談ください。

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

- ①避難確保計画の作成解説を参考に、「参1. 避難確保計画(本編)様式」、「参8. 避難確保計画(資料編)様式」を作成する。
- ②案の段階で高槻市に不明な点などの確認を行う。
- ③高槻市に内容の確認が取れた避難確保計画の本編のみを提出する。
- ④作成した避難確保計画を施設職員や利用者と確認し、防災訓練を実施する。
- ⑤訓練実施後は、訓練実施報告書を高槻市に提出する。



なお避難確保計画(本編)は作成後、高槻市に提出が必要となりますが、避難確保計画(資料編)は個人情報を含む内容となりますので提出は不要です。

3. 避難確保計画(本編)の作成解説

①本計画書の作成年月を記載する。

POINT

本計画は、法律の規定に基づき、高槻市に提出することとなりますが、提出前に 事前に内容の確認を高槻市に行ってくだ さい。

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

②対象とする施設の名称を記載する。

POINT

- 1 施設に対して一つの避難確保計画を作成してください。1 施設で複数の事業を実施している場合は、まとめて作成することは可能です。
- ③対象とする施設の所在地を記載する。
- ④運営する法人等の名称を記載する。

参考資料 参1、遊雞確保計画(本編)様式

避難確保計画

(水害・土砂災害)

① 年 月 作成

施設名称	2
所在地	3
法人名称	4

3-1. 本計画の目的

1. 本計画の目的

この計画は、水防法第 15 条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律第 8 条の 2 に基づく計画であり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

POINT

水防法が対象となるのは、「淀川」、「芥川」、「女瀬川」、「檜尾川」、「安威川」、「水無瀬川」が氾濫した場合に、浸水することが想定される区域(0.5m以上)に施設がある場合に対象となります。土砂災害防止法の対象となるのは、大阪府が指定する土砂災害警戒区域内に施設がある場合(敷地を含む)に対象となります。

参4.関係する法令等 参照

3-2. 本計画の報告

2. 本計画の報告

本計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、法律に基づき遅滞なく高槻市 長へ報告(提出)する。また、本計画に基づく訓練実施後は、訓練実施報告書を高槻市長へ 報告(提出)する。

POINT

施設の移転や閉鎖等の施設立地に係ることや、避難場所を変更するなど避難確保計画を 修正する必要がある場合は、各行政窓口にご連絡ください。また、本計画に基づく訓練 を実施した場合は、訓練実施毎に各行政窓口に報告してください。(P27)

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

3-3. 本計画の適用範囲

参4.関係する法令等 参照

3. 本計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する下表の全ての者に適用するものとする。

種別	昼間	夜間	休日
利用者数 ①	人	人	人
施設職員数 ②	人	人	人
備考			

①施設の「昼間」、「夜間」、「休日」の利用者人数を記載する。

POINT

利用者人数が不確定の場合は、利用が想定される最大人数を記入してください。また夜間等に利用者がいない場合(利用時間外等)は、対象の欄のみ記載をしてください。

②施設の「昼間」、「夜間」、「休日」の勤務職員人数を記載する。

POINT

常駐していない場合や、災害時にのみ対応する職員数も含めてください。また警備員がいる場合も人数に含めてください。

POINT

「昼間」、「夜間」、「休日」の区分については、施設の利用者数に対し避難誘導等を行う施設職員数がどの程度いるかを整理するものです。施設の利用形態や勤務体系に合わせ区分を変更するか、備考欄を活用してください。

3-4. 本施設の事前休業の判断(定めている場合)

4. 本施設の事	4. 本施設の事前休業の判断 (定めている場合)						
本施設の事前休業の料	判断基	基準については以下のとおりとする。					
種別		内容	備考				
判断時間	1	時の時点					
		□大雨警報					
		□洪水警報					
判断種別	2	□台風予測					
		□その他					
	0						
対象業務(部門	③])						

①事前休業の判断基準を定めている場合は、判断する時間を記載する。

POINT

施設の開始時間までに判断する必要があります。 $P19\sim P20$ の災害時の情報を確認し、必要な情報を取得しましょう。

- ②事前休業の判断基準を定めている場合は、判断する種別の口ボックスに着色する。
- ③事前休業の判断基準を定めている場合は、休業する対象業務や部門を記載してください。

POINT

施設を完全休業する場合は、全業務と記載してください。

3-5. 避難情報と求められる避難行動

5. 避難情報と求められる避難行動

≪高槻市が発令する避難情報≫

警戒レベル	行動を促す情報	発令時の状況	住民がとるべき行動					
5	緊急安全確保 必ず発令されるものでは ありません。	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保! ・命の危険が迫っています。身の安全を可能な限り確保する行動をとってください。 自宅の少しでも高い場所 に移動 がけから離れた場所に 移動					
~~	~~~	~~ 警戒し	ベル4までに必ず避難! ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					
4	避難指示	災害のおそれ高い	・安全な場所へ立退き避難しましょう。					
3	高齢者等避難	災害の おそれあり	た険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方や避難に時間を要する方は、家族や近隣の方などと連絡を取り合い、避難場所へ避難しましょう。 ・高齢者等以外の方も、必要に応じて普段の行動を見合わせたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。 ホが開設する 避難場所へ 安全な親戚・ 知人宅などへ 自宅の浸水しない上階等へ					

POINT

高槻市が発令する避難情報の種別と求められる避難行動です。「淀川」、「芥川」、「女瀬川」、「檜尾川」、「安威川」、「水無瀬川」が氾濫する危険性が高まった場合や、降雨により土砂災害の危険性が高まった場合に発令されます。

特に警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、施設利用者のうち、災害時に配慮を要する要配慮者等は、避難行動(立退き避難・屋内安全確保)を開始する必要があります。なお、それぞれの発令される避難情報や、そのときの防災活動の基準は「3-5-1. 防災体制(洪水)」、「3-5-1. 防災体制(土砂災害)」で定めることとなります。

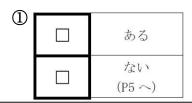
≪気象庁が発表する防災気象情報≫

2	注意報 (大雨、洪水) ^{気象状況悪化}		自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、災害リスクや避難場所等や避難情報の把握手再確認など、自らの避難行動を確認してください。			
1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。 ・避難場所以外の避難先(安全な親戚・知人宅など)の調整や、屋内安全確保を行う場合は、水や食糧等の備蓄の確認を行ってください。			

3-6-1. 防災体制(洪水)

6-1. 防災体制(洪水)

本施設は、0.5m以上の浸水が想定される対象河川が



①施設の立地が、行政が公表している「淀川」、「芥川」、「女瀬川」、「檜尾川」、「安威川」、「水無瀬川」のいずれかの浸水想定区域内にあり、かつ、その想定される浸水する深さが 0.5m以上となっている場合には「ある」の \square ボックスを着色する。ない場合は「ない」の \square ボックスを着色し、P12 「3-6-2. 防災体制(土砂災害)」に進む。

POINT

「淀川」、「芥川」、「女瀬川」、「檜尾川」、「安威川」、「水無瀬川」の想定される浸水区域や 浸水深を示す浸水想定区域図は、ホームページで確認できます。また、高槻市の窓口で 紙面でも確認ができます。

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

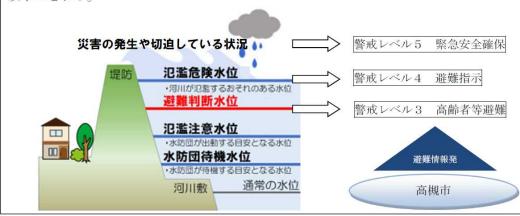
参5.浸水想定区域図の確認方法 参照

(1) 対象となる河川について

本施設において、0.5m 以上の浸水が想定される対象となる河川及び水位観測所における 各基準水位は以下のとおり。

対象となる 河川	想定される 浸水深(m)	河川名	河川管理者	水位 観測所名	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
② _□	3	淀川	国土交通省	枚方	2. 70	4. 50	5. 40	5. 50
		芥川	大阪府	芥川橋	1. 25	2. 75	3.00	3. 30
		女瀬川	大阪府	天堂橋	0. 75	1.50	1.60	3. 05
		檜尾川	大阪府	檜尾川橋	1. 25	3.00	3. 10	3.80
		安威川	大阪府	千歳橋	1. 25	3. 25	4. 25	4. 55
		水無瀬川	大阪府	水無瀬橋	1. 00	1. 50	1. 95	2. 45

「対象となる河川」の各基準水位において、高槻市からの避難情報が発令される判断基準は以下のとおり。



- ②施設の立地が、浸水想定区域内(想定浸水深 0.5m 以上)となっている対象河川に該当する □ボックスを着色する。
- ③施設の想定される浸水深を記載する。

参5.浸水想定区域図の確認方法 参照

POINT

表中の右側及び図は、各河川において河川水位がどの程度になれば高槻市が避難情報を発令するかを示しています。例えば、淀川では、枚方水位観測所において、避難判断水位である 5.40m に到達すれば、高槻市が避難情報として「高齢者等避難」を発令する目安となります。ただし、災害の状況によっては、記載のとおりの発令のタイミングにならない場合があるので常に防災情報については注意しましょう。

) 防災体制等について 5災情報及び防災体制確立の判断基準	単は以下のとおりとする。	
体制	体制確立の判断基準	活動内容 対応部署 (対応要員)	
注意体制	≪大阪管区気象台からの情報≫ ⑤ □ 「高槻市」に洪水注意報が発表 □ 「高槻市」に大雨注意報が発表 □ 台風の接近が予測される場合 ≪河川管理者からの情報≫ □ 「対象となる河川」に氾濫注意情報が発表 ≪その他≫ □	■ 水位情報の収集■ 使用する資機材の準備□	

④施設の防災時の体制として「注意体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する□ボックスを着色する。

POINT

≪大阪管区気象台からの情報≫のうち、「高槻市」に洪水注意報が発表された場合は、今後、高槻市内の河川において、洪水が発生する危険性があるため、当初から□ボックスを着色しており必須としています。他の≪大阪管区気象台からの情報≫や≪河川管理者からの情報≫について判断基準とする場合、必要に応じ□ボックスを着色してください。また、施設として独自の判断基準を設ける場合は、≪その他≫欄に記載し、□ボックスを着色してください。

⑤注意体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

「気象情報の収集」や「水位情報の収集」、「使用する資機材の準備」については、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記載し、□ボックスを着色してください。

⑥施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は「情報収集伝達要員」や「避難誘導要員」などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①防災体制一覧表②緊急連絡網」を参考に作成し整理してください。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

7	《大阪管区気象台からの情報》 ⑧	気象情報の収集	9	
	□ 「高槻市」に大雨警報(浸水害)	避難情報の収集	P	
_	が発表	水位情報の収集		
	□ 「高槻市」に 洪水警報 が発表	関係者への連絡		
	≪河川管理者からの情報≫	施設利用者の避難準備		
警	□ 「対象となる河川」に氾濫警戒	施設利用者の避難誘導		
戒	情報が発表			
体	≪高槻市からの情報≫			
制	■ 「対象となる河川」に 「警戒レベ	*		
_	ル3高齢者等避難」が発令			
	警戒レベル3	9		
	≪その他≫			

⑦施設の防災時の体制として「警戒体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する □ボックスを着色する。

POINT

≪高槻市からの情報≫の「対象となる河川」に「警戒レベル3高齢者等避難開始」が発令は、対象となる河川の水位が避難判断水位に達しており、氾濫するおそれがある場合に発令されるため、当初から□ボックスを着色しており必須としています。他の≪大阪管区気象台からの情報≫や≪河川管理者からの情報≫について判断基準とする場合、必要に応じ□ボックスを着色してください。また、施設として独自の判断基準を設ける場合は、≪その他≫欄に記載し、□ボックスを着色してください。

⑧警戒体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

「気象情報の収集」や、「避難情報の収集」、「水位情報の取集」、「関係機関への連絡」、「施設利用者の避難準備」については、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記載し、□ボックスを着色してください。また、「施設利用者の誘導」の□ボックスに着色した場合は、「参8. 避難確保計画(資料編)様式③施設利用者緊急連絡先一覧表や④対応別避難誘導方法一覧表」を参考に、避難誘導体制を整理してください。

\overline{POINT}

「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合、避難に時間を要する方の避難を実施すべきタイミングではあるが、比較的早いタイミングから発令されるために、結果として災害が発生しない、いわゆる「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高いという実情がある。「警戒レベル3高齢者等避難」が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられ、例えば「警戒レベル3高齢者等避難」のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送するなど「施設利用者の避難準備」を行い、「警戒レベル4避難指示」のタイミングで十分な避難支援体制のもと「施設利用者の避難誘導」を円滑かつ確実に実施するなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた避難行動をとることで、避難する頻度を抑える工夫をすることが考えられます。なお、「警戒レベル3高齢者等避難」での「施設利用者の避難誘導」を妨げるものではなく、早めの避難行動が原則です。

⑨施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は情報収集伝達要員などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①防災体制一覧表②緊急連絡網」を参考に作成し整理してください。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

⑩ ≪河川管理者からの情報≫ ⑪		気象情報の収集	12	
□ 「対象となる河川」に 氾濫危険		水位情報の収集		
情報が発表		避難情報の収集		
非 ≪高槻市からの情報≫		施設利用者・職員の避難		
常 ■「対象となる河川」に「警戒レベ		₽ 		
体 ル4避難指示」が発令	1	or so		
制 警戒レベル4		O		
≪その他≫		O		
		o . − − − − − − − − − − − − − − − − − − −		
	s/	3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3		

⑩施設の防災時の体制として「非常体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する □ボックスを着色する。

POINT

≪高槻市からの情報≫の「対象となる河川」に「警戒レベル4避難指示が発令」は、対象となる河川の水位が氾濫危険水位に達しており、非常に危険な水位となっている場合の情報のため、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他の≪河川管理者からの情報≫について判断基準とする場合、必要に応じ□ボックスを着色してください。また、施設として独自の判断基準を設ける場合は、≪その他≫欄に記載し、□ボックスを着色してください。

⑪非常体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

「気象情報の収集」や「避難情報の収集」、「水位情報の取集」、「施設利用者・職員の避難」については、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記載し、□ボックスを着色してください。なお、「施設利用者・職員の誘導」については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式③施設利用者緊急連絡先一覧表や④対応別避難誘導方法一覧表」を参考に、避難誘導体制を整理してください。

⑫施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は情報収集伝達要員などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①防災体制一覧表」を参考に作成し整理してください。

3-6-2. 防災体制(土砂災害)

6-2. 防災体制(土砂	災害)			
本施設は、土砂災害警戒区域内	に、			
①				
		ある		
		ない (P7 〜)		

①施設の立地が、大阪府が公表している「土砂災害警戒区域」にある場合には「ある」の□ボックスを着色する。ない場合は「ない」の□ボックスを着色しP18「3-7. 情報収集及び伝達」に進む。

POINT

高槻市内の土砂災害の危険性が高い区域を示す土砂災害警戒区域は、ホームページで確認できます。また高槻市の窓口で紙面でも確認ができます。

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

参7.土砂災害警戒区域の確認方法 参照

(1) 対象となる土砂災害について 本施設において、土砂災害が発生するおそれがある種別及び現象は以下のとおり。 対象となる 土砂災害の種別 現象 土砂災害 2 土 砂 災 害 特別警戒区域 崖崩れ 地中にしみ込んだ水分により急な斜 (急傾斜地の崩壊) 面が突然崩れ落ちる現象 土 砂 災 害特別警戒区域 長雨や集中豪雨などにより山や川の 土石流 石と砂が水と一体となり一気に下流 へ押し流される現象 土 砂 災 害 特別警戒区域 大雨や長雨等により雨水が地面にし 地すべり み込み、地面が広い範囲でゆっくり と動き出す現象 土砂災害において、高槻市からの避難情報が発令される判断基準は以下のとおり。 土砂災害の発生又はそのおそれが非常に高まると 🗔 警戒レベル5 緊急安全確保 土砂災害警戒情報が発表されると 警戒レベル4 避難指示 大雨警報(土砂災害)が発表され 警戒レベル3 高齢者等避難

②対象となる土砂災害の種別に該当する□ボックスを着色する。

土砂災害の危険度が高まると

POINT

土砂災害の種別により、土砂が崩壊する現象が異なります。あらかじめハザードマップで種別を確認するとともに、事前現象なども確認してください。

参7. 土砂災害警戒区域の確認方法 参照

避難情報発

高槻市

体制	体制確立の判断基準		活動内容	対応部署 (対応要員)
③ ≪	〈大阪管区気象台からの情報≫ ④		気象情報の収集	5
注	「高槻市」に大雨注意報が発表		使用する資機材の準備	
意□	台風の接近が予測される場合		-	
体《	〈その他≫	1	<u> </u>	

③施設の防災時の体制として「注意体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する □ボックスを着色する。

POINT

≪大阪管区気象台からの情報≫のうち、「高槻市」に大雨注意報が発表された場合は、高槻市内で浸水害や土砂災害の危険性があるため、当初から□ボックスを着色しており必須としています。他の≪大阪管区気象台からの情報≫や施設として独自の判断基準を設ける場合は、≪その他≫欄に判断基準の内容を記載し、□ボックスを着色してください。

④注意体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

「気象情報の情報収集」、「使用する資機材の準備」については当初から□ボックスを着色しており必須としています。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記載し□ボックスを着色してください。

⑤施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は情報収集伝達要員や避難誘導要員などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①「防災体制一覧表②緊急連絡網」を参考に作成し整理してください。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

6	《大阪管区気象台からの情報》 ⑦		気象情報の収集	8	
	□「高槻市」に大雨警報(土砂災		避難情報の収集	<u>v</u>	
	害) が発表		関係者への連絡		
节生	≪高槻市からの情報≫		施設利用者の避難準備		
戒	■ 土砂災害に対する「警戒レベル		施設利用者の避難誘導		
体	3高齢者等避難」が発令		<u> </u>		
制	警戒レベル3]	-		
	《その他》				
		П	=		
		П	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			<u> </u>		

⑥施設の防災時の体制として「警戒体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する □ボックスを着色する。

POINT

≪高槻市からの情報≫の土砂災害に対する「警戒レベル3高齢者等避難」が発令は、土砂災害が発生するおそれがある場合の情報のため、当初から□ボックスを着色しており必須としています。他の≪大阪管区気象台からの情報≫や施設として独自の判断基準を設ける場合は、≪その他≫欄に判断基準の内容を記入し、□ボックスを着色してください。

⑦警戒体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

実施すべき「気象情報の収集」や「避難情報の情報収集」、「関係者の連絡」、「施設利用者の避難準備」については、当初から□ボックスを着色しており必須としています。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記入し、□ボックスに着色してください。また、「施設利用者の誘導」の□ボックスに着色した場合は、「参8. 避難確保計画(資料編)様式③施設利用者緊急連絡先一覧表や④対応別避難誘導方法一覧表」を参考に、避難誘導体制を整理してください。

POINT

「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合、避難に時間を要する方の避難を実施すべきタイミングではあるが、比較的早いタイミングから発令されるために、結果として災害が発生しない、いわゆる「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高いという実情がある。「警戒レベル3高齢者等避難」が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられ、例えば「警戒レベル3高齢者等避難」のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送するなど「施設利用者の避難準備」を行い、「警戒レベル4避難指示」のタイミングで十分な避難支援体制のもと「施設利用者の避難誘導」を円滑かつ確実に実施するなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた避難行動をとることで、避難する頻度を抑える工夫をすることが考えられます。なお、「警戒レベル3高齢者等避難」での「施設利用者の避難誘導」を妨げるものではなく、早めの避難行動が原則です。

⑧施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は情報収集伝達要員などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①防災体制一覧表②緊急連絡網」を参考に作成し整理してください。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

9 《大	阪府・大阪管区気象台からの情報》		気象情報の収集	11	
	「高槻市」に土砂災害警戒情報		避難情報の収集	4	
	が発表		施設利用者・職員の避難		
非《高	5槻市からの情報≫				
常□	土砂災害に対する「警戒レベル				
体	4 避難指示」が発令		Se all		
制	警戒レベル4]			
≪ ₹	その他》				
			-		

⑨施設の防災時の体制として「非常体制」をとると判断するにあたり、基準として該当する□ボックスを着色する。

POINT

≪高槻市からの情報≫の土砂災害に対する「警戒レベル4避難指示」が発令は、土砂災害が発生するおそれが高まっている場合の情報のため、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他の≪大阪府・大阪管区気象台からの情報≫や施設として独自の基準を設ける場合は、≪その他≫欄に判断基準の内容を記入し、□ボックスを着色してください。

⑩非常体制確立の判断基準に達した場合に、施設の活動内容として該当する□ボックスを 着色する。

POINT

「気象情報の収集」や「避難情報の情報収集」、「施設利用者・職員の避難」については、当初から□ボックスを着色しており必須としております。他に施設として実施すべき内容を設ける場合は活動内容を記入し、□ボックスを着色してください。なお、施設利用者・職員の誘導については、「参8. 避難確保計画(資料編)様式③施設利用者緊急連絡先一覧表や④対応別避難誘導方法一覧表」を参考に、避難誘導体制を整理してください。

⑪施設として活動する対応部署(対応要員)について記載する。

POINT

対応部署(対応要員)については、対応者の氏名を記載するのではなく、〇〇課や〇〇係又は情報収集伝達要員などの総称を記載してください。個別の対応者の氏名については、参8. 避難確保計画(資料編)様式①「防災体制一覧表」を参考に作成し整理してください。

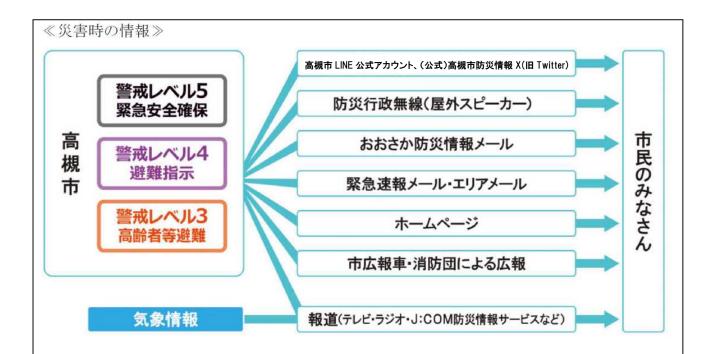
参8避難確保計画(資料編) 様式 参照

. 情報収集及び伝達		
7. 情報収集及び伝達		
(1)情報収集について		
各防災情報の収集方法は以下の	りとおりとする。	
種別/種類	収集方法	
《大阪管区気象台からの情報》		
[気象情報]	□テレビ (データ放送)	<u> </u>
·大雨注意報	ロラジオ	1
·洪水注意報	ロホームページ	
·大雨警報(浸水害·土砂災害)	□登録制メール又はアプリ	
・洪水警報		
• 土砂災害警戒情報		
・特別警報	□緊急速報メール (特別警報のみ)	
≪河川管理者からの情報≫		
[洪水予報]	□テレビ (データ放送)	
·氾濫注意情報	□ラジオ	2
·氾濫警戒情報	ロホームページ	
·氾濫危険情報	□登録制メール又はアプリ	
	□緊急速報メール (淀川のみ)	
≪高槻市からの情報≫		
[避難情報]	□テレビ	3
·高齢者等避難	□ラジオ	•
·避難指示	□ホームページ	
·緊急安全確保	□登録制メール又はアプリ	
	□緊急速報メール	
·避難所開設情報	□(公式)高槻市防災情報 X(旧 Twitter)	
	□高槻市 LINE 公式アカウント	
	■防災行政無線(屋外拡声器)	
	■高槻市からの電話・メール・FAX	

- ①≪大阪管区気象台からの情報≫を収集するための方法について該当する□ボックスを着 色する。
- ②≪河川管理者からの情報≫を収集するための方法について該当する□ボックスを着色す る。
- ③≪高槻市からの情報≫を収集するための方法について該当する□ボックスを着色する。

POINT

高槻市から避難情報を発令する場合、防災行政無線(屋外拡声機)での放送を始め、市ホーム ページや緊急速報メール、防災情報 X(旧 Twitter)、LINE、J:COM 等の放送業者を通して 広く伝達いたします (次ページ参照)。また、要配慮者利用施設に対しては、避難情報発令 時に、高槻市から電話・メール・FAXのいずれかで連絡いたしますので、「防災行政無線(屋 外拡声器)」や「高槻市からの電話・メール・FAX」については、原則、市からのプッシュ 型の情報発信のため当初から情報の収集方法として口ボックスを着色しています。



●配信による情報入手

おおさか防災ネット「防災情報メール」

おおさか防災ネット「防災情報メール」とは、あらかじめ登録(無料)しておいた携帯端末やパソコ ンに、大阪府から気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報がメール配信される サービスです。



登録方法

「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信後、返信されてきた登録用メールに記載のURLに 接続し、登録作業を行ってください。(通信料は自己負担となります。)





トーク画面にて、災害時の緊急情報などが取得できます。

登録方法 LINEアプリなどで、QRコードを読み取り「高槻市」の「追加」ボタンをクリックしてください。

※QR コードの商標はデンソーウェブの登録商標です

防災行政無線の放送内容



防災行政無線の 内容を聞き漏らしたら… 防災行政無線電話 サービス専用

防災行政無線の放送があった後、左記専用電話番号にかけると、放送終了後 48時間以内であれば、放送内容を確認することができます。(通話料がかかります) 072-674-7476 また、市ホームページでも確認することができます。

※防災行政無線(屋外スピーカー):避難指示・緊急安全確保を放送する際には、アナウンス前にサイレンを吹鳴します。

●テレビ(dボタン)による情報入手

NHK総合テレビを表示し、リモコンの「d(データ放送)」ボタンを押して、 「防災・生活情報」を選択する。 (1 7 − 9 **d**

高槻市から情報が発信されていれば、

「避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)」「避難所開設情報」の表示が赤くなるので、 選択するとそれぞれの情報が表示されます。

※府内のどこの地域にも情報がない場合は、ボタンがグレーになります(選択できません)

●インターネットによる情報収集

高槻防災

2

▶高槻市の防災情報のトップページ

緊急災害情報をはじめ、さまざまな防災情報に簡単にアクセスできます。

https://smappon.jp/poz074xo



2 🕝 🚡

(CR)



高槻市ホームページ

▶この冊子のマップや緊急災害情報など



高槻市公式X(旧 Twitter) (公式)高槻市防災情報

▶災害時に高槻市の様々な防災情報を配信 https://twitter.com/Takatsuki_Bosai



http://www.city.takatsuki.osaka.jp/index.html

おおさか防災ネット(高槻市)

▶防災関連情報や気象観測情報、交通情報など



大阪管区気象台

▶大阪府の気象や災害、洪水に関する情報



http://www.osaka-bousai.net/takatsuki/index.html

国土交通省淀川河川事務所

▶淀川の洪水予報、水位・雨量情報、 ライブカメラなど

http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php



https://www.data.jma.go.jp/osaka/ 国土交通省 川の防災情報

▶河川に設置された観測所の雨量・水位など



https://www.river.go.jp/

(2) 情報伝達について

気象情報・洪水予報・避難情報など施設内の緊急連絡網に基づき関係者や施設利用者と情報共有を図る。

POINT

気象情報・洪水予報・避難情報などの各防災情報について、施設利用者や職員等と情報 共有を図るため、「参8. 避難確保計画(資料編)様式①緊急連絡網や②施設利用者緊急連 絡先一覧表」を参考に作成し整理してください。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

3-7. 防災関係連絡先一覧

8. 防災関係連絡先一覧

高槻市災害対策本部(災害時のみ) 072-674-7474 コールセンター 高槻市 072-674-7111 コールセンター 夜間等 072-674-7000 夜間等 高槻市消防本部 072-676-0119 高槻宇等等 072-672-1234 大阪府茨木土木事務所 072-672-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952 072-674-7911 休日夜間 西日本電信電話機 113 関西電力送配電機 1800-777-3081 大阪ガス保ネットワークカンパニー 0120-594-817 施設関係	連絡先名称	番号	備考
高槻市 072-674-7111 コールセンター 夜間等 高槻市消防本部 072-674-7000 夜間等 高槻市消防本部 072-676-0119 高槻警察署 072-672-1234 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952 072-674-7911 休日夜間 西日本電信電話㈱ 113 関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817	行政関係		
高槻市 072-674-7000 夜間等 高槻市消防本部 072-676-0119 高槻警察署 072-672-1234 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952 の72-674-7911 休日夜間 西日本電信電話㈱ 113 関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817	高槻市災害対策本部(災害時のみ)	072-674-7474	
高槻市消防本部 072-676-0119 高槻警察署 072-672-1234 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係	享期市	072-674-7111	コールセンター
高機警察署 072-672-1234 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952 の72-674-7911 休日夜間 西日本電信電話㈱ 113 関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817	[H] 1/3/(11)	072-674-7000	夜間等
大阪府茨木土木事務所 072-627-1121 国土交通省淀川河川事務所 072-843-2861 ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952 072-674-7911 休日夜間 西日本電信電話㈱ 113 関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817	高槻市消防本部	072-676-0119	
国土交通省淀川河川事務所	高槻警察署	072-672-1234	
ライフライン関係 高槻市水道部 072-674-7952		072-627-1121	
高槻市水道部		072-843-2861	
高槻中水道部 072-674-7911 休日夜間 西日本電信電話㈱ 113 関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817 施設関係	ライフライン関係		
西日本電信電話(株 113 関西電力送配電株 0800-777-3081 大阪ガス(株ネットワークカンパニー 0120-594-817 施設関係	高槻市水道部	072-674-7952	
関西電力送配電㈱ 0800-777-3081 大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817		072-674-7911	休日夜間
大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 0120-594-817 施設関係		113	
施設関係			
	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー	0120-594-817	
その他	施設関係		
その他			
	その他		•

①災害時に必要とする行政関係やライフライン関係、施設関係等の連絡先の内容を記載する。

3-9. 避難誘導



①施設利用者等を避難誘導するにあたり、「立退き避難」又は「屋内安全確保」のいずれか を選択し、該当する□ボックスを着色する。

POINT

施設利用者等の計画的な避難行動としては、「立退き避難」と「屋内安全確保」があります。「立退き避難」は、市が開設する指定避難場所や、浸水しない安全な関連施設又は避難の受入れについて事前に協定等を締結した施設へ立退く避難行動です。

一方、「屋内安全確保」については、施設の上階等に移動することや留まる避難行動です。 ただし、「屋内安全確保」を選択する場合は、屋内安全確保先がハザードマップで家屋倒 壊等氾濫想定区域に入っていないことや、想定される浸水深より留まる居室が高いこと を必ず確認するとともに、氾濫した場合にライフラインが止まることや孤立するが想定 されることから、水や食料、薬など施設利用者に必要な資機材が一定量、準備できてい ることが必要となります。

参6.水害・土砂災害ハザードマップの確認方法 参照

(1) 立退き避難先は下表のとおりとする (P11 で「立退き避難」を選択した場合)。 施設が直接被害を受ける恐れや施設内での避難では危険が予測される場合

対象となる 災害種別	種別	市指定避難場所や 他施設等の名称	移動距離 (m)	移動手段	備考
① □	淀川	2	3	4	
	芥川				
	女瀬川				
	檜尾川				
	安威川				
	水無瀬川				
	土砂災害				

(5)

市指定避難場所や他施設等への避難経路図はP17 別紙1 のとおりとする。

①洪水時、土砂災害時の対象となる災害種別として該当する□ボックスを着色する。

POINT

3-5-1. 防災体制(洪水)の①で「ある」の□ボックスに着色した場合は、②の対象となる河川と同じ河川の□ボックスに着色を、3-5-2. 防災体制(土砂災害)の①で「ある」の□ボックスに着色した場合は、土砂災害の□ボックスに着色をしてください。

②避難場所への避難を行う場合の避難場所の名称を記載する。

POINT

高槻市水害・土砂災害ハザードマップの災害の種別により開設される避難場所を確認し、 施設から最寄りの避難場所や、浸水しない安全な関連施設又は避難の受入れについて事 前に協定等を締結した施設など、あらかじめ施設で選定してください。

- ③施設から避難場所までの距離を記載する。
- ④施設から避難場所に行く移動手段を記載する。

参6.水害・土砂災害ハザードマップの確認方法 参照

POINT

避難場所への避難は基本的には徒歩による避難をお願いしています。それによりがたい場合は、車両やタクシーなど移動手段を記載してください。また施設利用者によって個別の対応が異なる場合は、「参8. 避難確保計画(資料編)様式④対応別避難誘導方法一覧表」を参考に作成し整理してください。

⑤水害・土砂災害ハザードマップ等を用いて、施設から選定した避難場所までの経路を決定し、施設周辺の避難経路図として**別紙**1に添付する。

参8.避難確保計画(資料編) 様式 参照

POINT

水害・土砂災害ハザードマップの P3「マイマップを作ろう」に従い、避難先や避難経路を 選定した内容のコピーでも可です。(避難確保計画本編(様式)記入例を参照)

参6.水害・土砂災害ハザードマップの確認方法 参照

(2)屋内安全確保先は下表のとおりとする (P11で「屋内安全確保」を選択した場合)。 施設内での避難で安全が確保される場合。

対象となる 災害種別	種別	屋内安全確保先の居室 の階数・名称	備考
⑥ □	淀川	⑦ 階	
	芥川	階	
	女瀬川	階	
	檜尾川	階	
	安威川	階	
	水無瀬川	階	
	土砂災害	階	

8

屋内安全確保先や居室への避難経路図はP18 別紙2 のとおりとする。(P14 へ)

⑥洪水時、土砂災害時の対象となる災害種別として該当する□ボックスを着色する。

POINT

3-5-1. 防災体制(洪水)の①で「ある」の□ボックスに着色した場合は②で対象となる河川と同じ河川の□ボックスに着色を、3-5-2. 防災体制(土砂災害)の①で「ある」の□ボックスに着色した場合は、土砂災害の□ボックスに着色をしてください。

(7)屋内安全確保先の居室の階数と名称を記載する。

POINT

屋内の安全確保場所の選定には、想定される浸水深さや土砂災害の斜面の位置等を考慮して、出来る限り安全が確保できる場所を選定しましょう。なお、施設内で安全確保する場所を選定することが出来ない場合は、「立退き避難」を選択して下さい。

⑧施設内の平面図等を用いて、屋内安全確保先とその経路を別紙2に添付する。

POINT

屋内安全確保先の階層だけではなく、浸水する階層も添付し各居室から屋内安全確保先までの避難経路を選定してください。(避難確保計画本編(様式)記入例を参照)

3-10. 避難の確保を図るための施設の整備

10. 避難の	確保を図るための施設	設の整備
情報収集・伝達	及び避難誘導の際に使用する	る資機材、備蓄物資については、下表に示すと
		日頃からその維持管理に努めるものとする。
情報収集・伝達資機材	□ テレビ □ ラジオ □ ファックス □ パソコン □ 固定電話 □ 携帯電話 □ 懐中電灯 □ 電池 □ 携帯用バッテリー □ ハザードマップ □ □ □	③
避難誘導資機材	□ 名簿 □ 条内族 □ 拡声器 □ 携帯電話 □ 懐中電灯 □ 電池 □ 携帯用バッテリー □ 雨がっぱ □ ライフジャケット □ □ □ □ □	フェイスシールド □ 万護服(ガウン) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
② 浸水·土砂流入 防止資機材	□ 備蓄土のう高槻市土のうステーシ最寄りの土のうステージ止水板□□□□	·ションの場所【】
		災情報を収集・伝達するための資機材とし
<u>亥当する□</u> ボックスにネ	冝出りる。	

POINT

他に情報・伝達資機材として準備している場合は、資機材名を記載のうえ□ボックスに 着色してください。

②施設利用者や施設職員が避難誘導を行うための資機材として該当する□ボックスに着色 する。

POINT

他に避難誘導資機材として準備している場合は、資機材名を記載のうえ□ボックスに着 色してください。

③施設利用者や施設職員が、当面の避難生活を送るために備蓄物資として該当する□ボックスに着色する。

POINT

他に備蓄物資として準備している場合は、物資名を記載のうえ□ボックスに着色してください。なお、3-9避難誘導(P22)において、「屋内安全確保」を選択した場合は、氾濫した場合にライフラインが止まることや孤立するが想定されることから、水や食料、薬など施設利用者に必要な資機材が一定量、準備できていることが必要です。また、新型コロナウイルス等の感染症対策物資も必要です。

④施設の被害を軽減するための資機材として、該当する□ボックスに着色する。

POINT

高槻市では、市民のみなさんが自由に使える土のう置き場として、市内各地に「土のうステーション」を設置しており、当初から□ボックスに着色しています。最寄りの土のうステーションの場所を水害・土砂災害ハザードマップで確認し記載してください。他に浸水・土砂流入防止資機材として準備している場合は、物資名を記載のうえ□ボックスに着色してください。

参6.水害・土砂災害ハザードマップの確認方法 参照

3-11. 防災教育及び訓練の実施

11. 防災教育及び訓練の実施

施設職員及び利用者への防災教育及び訓練は、以下のとおりとする。

訓練の種別	訓練内容	実施時期 (毎年)
防災教育	本施設に係る災害について、勉強会 を開催し、防災に関する知識と意識 の向上を図る。	①
情報伝達訓練	本施設に係る災害について、防災情報の伝達訓練を行い、防災情報の共 有及び避難の指示等の円滑な情報伝達の向上を図る。	
避難訓練	本施設に係る災害について、災害の 危険性が高まった場合を想定し、円 滑な避難行動の向上を図る。	

訓練実施後には、高槻市長に次ページの訓練実施報告様式により報告(提出)を行う。 ①施設職員や利用者への防災教育、情報伝達訓練、避難訓練の実施する時期を記載する。

POINT

ここで記載する防災教育及び訓練については、実施することや実施後の報告が法律の義務となっています。災害時に迅速な避難行動をとるためにも防災訓練は重要ですので毎年実施してください。まずは、防災教育を行い災害に対する意識の向上を図ってください。なお、避難確保計画に基づく防災教育及び訓練を実施した場合は、本編 P16 の訓練実施報告書を高槻市に提出してください。(避難確保計画本編(様式)記入例を参照)

参3.計画に係る行政窓口一覧 参照

参4.関係する法令等 参照